

臨時福祉給付金を支給

消費税率の引き上げによる影響を緩和するため、低所得の方に対して、臨時福祉給付金(経済対策分)を支給します。

支給対象となる可能性がある方には、5月初旬に申請書等を送付しましたので、申請期間内に同封の返信用封筒で返送してください。

申請期間中は、前原暫定集会施設1階でも受け付けます。(正午～午後1時、毎月第4月曜・土曜・日曜・祝日・年末年始を除く)

※申請開始当初の窓口は大変混雑しますので、なるべく郵送で申請してください
 対次のすべてに該当する方
 ▽平成28年1月1日現在、小金井市の住民基本台帳に登録されている方
 ▽平成28年度の市民税(均等割)が課税されていない方または市の条例で定めるところにより市民税を免除された方(市民税を課税されている方の扶養親族等は除く)(下表) ▽生活保護の受給者ではない方

■給付額 1人につき1万5千円
 ■申請期限 10月31日(消印有効)

■必要書類 ▽申請書 ▽本人確認書類の写し(運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード等) ▽振込口座の通帳の写し(小金井市で



住民税が課税されない所得等の水準の目安 (給与所得者) (公的年金等受給者)

区分	非課税限度額 (給与収入ベース)	区分	非課税限度額 (年金収入ベース)
単身	100万円	単身	65歳以上 155万円
夫婦	156万円		65歳未満 105万円
夫婦子1人	205.7万円	夫婦	65歳以上 211万円
夫婦子2人	255.7万円		65歳未満 171.3万円

初めて申請する方のみ) 「振り込め詐欺や個人情報等の搾取にご注意を」 市の職員がATM(銀行・コンビニなどの現金自動預け払い機)の操作をお願いすることや、手数料の振り込みをお願いすること、暗証番号を聞き取ることは絶対にありません。 市臨時福祉給付金専用ダイヤル(☎0570-003-191)

消費者コーナー

消費生活相談室
 ☎042-384-4999
 消費者ホットライン
 ☎1888

賃貸住宅退去時のトラブル

春は引っ越しのシーズンですが、賃貸住宅の退去時には原状回復費用についてトラブルが多発します。

事例

他県から当地に引っ越してきた。前に住んでいた賃貸アパートを退去した後、原状回復費用の請求書が届いた。内訳を見ると、さほど使っていないがガスコンロを交換する費用やハウスクリーニング代等、自分が負担する必要があるのか疑問に感じるものが多い。払わなければならないか。アドバイス

賃貸住宅を退去する際、入居者は借りていた部屋の原状回復義務を負います。原状回復義務とは、部屋を入居時の状態に戻すことではなく、故意や不注意により部屋を汚損、破損した場合に、これを修繕する義務のことです。部屋は普通に生活していても多少の劣化や傷みは生じます。これらは自然損耗とされ、原状回復義務に含まれません。よって、ご相談のようない「ほとんど使っていないがコンロを新しくする費用」を負担する義務はあり

ません。また、通常の掃除を定期的に行っていたのであれば、ハウスクリーニング費用は家主が負担すべきものです。

ただし、ハウスクリーニングについては、契約書に入居者が負担すべきものとして明記されており、口頭での説明がなされた場合は、入居者が費用を負担しなければなりません。

相談者には以上を説明し、請求されている項目の中で納得できないところを手紙に書いて、家主に申し入れるよう助言しました。後日相談者より、「家主より改めて請求書が届き、こちらが指摘した項目については請求が取り下げられた」と報告がありました。

このようなトラブルを避けるために、契約時には契約書をよく確認し、加えて説明を受けて、退去時にどのような負担が生じるのか確認するようにしてください。わからないところは不動産業者に説明を求めてください。また、退去時には、管理会社や家主の立ち会いのもと、部屋の状態を確認し、破損や汚損があった場合は、修繕費用はどちらがどの程度負担するのか、先に説明した原状回復義務の範囲を参考にして話し合ってください。話し合いが難航したり、判断に困ったときは、一人で悩まずに消費生活相談室にご相談ください。

6月の相談日

お気軽にご相談ください

相談名	とき	ところ・問合先	相談名	とき	ところ・問合先
市民相談	月曜～金曜日 (市役所執務時間内)	広報秘書課広聴係 (市役所第二庁舎 1階 ☎042-387-9818)	高齢者介護相談	月曜～土曜日 午前9時～午後5時30分	▷小金井きた地域包括支援センター (桜町1-9-5 ☎042-388-2440)
外国人相談 (English)	6月20日 June 20 午前10時～正午 10:00am-12:00am	▷ところ=市民相談室	高齢者向け住宅改修相談	火曜日=小金井ひがし地域包括支援センター	▷小金井みなみ地域包括支援センター (前原町5-3-24 ☎042-388-8400)
法律相談	6月1・6・8・13・15・20・22・27・29日	▷予約が必要です。		第2木曜日=小金井みなみ地域包括支援センター	▷小金井ひがし地域包括支援センター (中町2-15-25 ☎042-386-6514)
税務相談	6月14・28日	▷法律相談、交通事故相談、外国人相談は、5月16日から、直接または電話で受け付け。法律相談は各日とも6人		第4木曜日=小金井きた地域包括支援センター	▷小金井にし地域包括支援センター (貫井北町2-5-5 ☎042-386-7373)
人権・人身の上相談	6月19日	▷その他の相談は、相談日の当日午前9時～正午に、直接または電話で受け付け		いずれも午後1時30分～4時30分 ※電話で各地域包括支援センターへ予約してください。	
建築・登記・表示登記相談	6月7日	▷広報秘書課広聴係 (☎042-387-9818) へ予約してください。	木造住宅耐震相談	第2木曜日 午後1時30分～4時30分	まちづくり推進課住宅係 (市役所第二庁舎5階 ☎042-387-9861) へ1週間前までに予約してください。
行政相談	6月15日		シルバー人材センター入会相談	第1・第2木曜日 (祝日を除く) 午前10時～正午 (午前10時までに来所の方)	シルバー人材センター (貫井北町1-8-21 ☎042-383-6141)
相続等暮らしの書類作成相談	6月21日		福祉サービス苦情・相談	水曜日 午後1時～5時	福祉オンブズマン事務局 (市役所第二庁舎8階802会議室 ☎FAX=042-383-1225) へ予約してください。
交通事故相談	6月13日		創業相談	月曜～金曜日 午前10時～午後6時	▷ところ=東小金井事業創造センター (梶野町1-2-36) ▷同センターホームページ (http://ko-to.info/) 申込フォームまたは電話 (☎0422-31-2040) で予約してください。
女性総合相談 (夫婦・家族・人間関係)	6月1・2・9・16・23・29・30日 午後1時30分～4時30分 ※保育あり (1歳以上の未就学児。1か月前までに要事前申込)	▷ところ=市民相談室 ▷企画政策課男女共同参画室 (☎042-387-9853) へ予約してください。	生活困窮者自立相談	月曜～金曜日 午前8時30分～午後5時	自立相談サポートセンター (本町5-36-17 ☎042-386-0295)
母子(ひとり親)・女性相談	月曜～金曜日 (市役所執務時間内)	子育て支援課 (市役所第二庁舎3階 ☎042-387-9836)	ひきこもり相談	第4火曜日 午前10時30分～午後1時	▷ボランティア・市民活動センター (本町5-36-17 ☎042-387-0011) ▷予約制 (1日2組まで)
教育相談	月曜～土曜日 午前9時～午後4時30分	教育相談所 (本町6-5-3シャトー小金井別館3階 ☎042-384-2508)			
消費生活相談	月曜～金曜日 午前9時30分～午後4時 (正午～午後1時を除く)	経済課 (市役所第二庁舎4階 ☎042-384-4999)			
労働相談	月曜～金曜日 午前9時～午後5時	労働相談情報センター国分寺事務所 (国分寺市南町3-22-10 ☎042-321-6110)			